

## 報告事項 2

# 公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 令和 2 年度事業報告書

(令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日)

### 1. 事業概要

私たち公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下当協会という）は、社員である土地家屋調査士の不動産に関する専門的な知識と能力を結集し、国民の不動産の表示に関する権利の明確化や不動産取引の円滑化のために、公共事業を中心に適正かつ迅速な処理に寄与する活動を行いました。

社会から必要とされる公益法人として今年度は、地図整備の促進等に係わる受託事業・登記基準点設置事業・境界標埋設事業を中心に取り組みました。一方で新型コロナウイルス感染拡大防止のため、年度末に予定していた研修会は、研修資料を配布するという形に変更をしました。当協会が社会と国民から信頼される組織であり続けるため、適切に業務処理を実施しました。

### 2. 公益目的事業

土地家屋調査士法第 63 条に基づき設立した、当協会の目的である「不動産に係る国民の権利の明確化」を達成するため、次の活動を実施しました。

#### イ. 公共嘱託登記に係る受託事業

不動産取引の円滑化のために、各官公署から大量かつ広範囲に発注される嘱託登記業務を能力と組織力を活かし適正かつ迅速な処理を行いました。

本年度は、官公署の嘱託登記業務を 87 件受託し、業務を完了しました。

#### ロ. 地図整備の促進に係る受託事業

不動産の現状がどのような形状でどのような区画になっているのかを把握するためには正確な地図が必要となります。しかし、県内の登記所備付地図は都市部の市街化地区においては未整備の地域が多く、不動産取引や公共事業を行う際には境界確認のために多くの費用と時間を要しています。不動産取引の円滑化と国民の権利の明確化を推進するために、地図作成作業を多数の社員が組織的に迅速な処理をし、不動産の境界に関する問題を官民一体となって解決する事で不特定多数の人々の利益に貢献することができます。

本年度は登記所備付地図作成作業として、八戸市小中野・柏崎地区において一筆地調査・測量業務を行い、0.47km<sup>2</sup> 1762 筆の地図が整備されました。また、春からは青森市三内地区において作業を行っていますが、マスクを着用感染防止対策のうえ立会を行っています。

#### ハ. 登記基準点設置事業

新設基準点として十和田市に 3 級基準点を 24 点設置しました。成果についてはホームページ上でグーグルマップを用いた公開の準備をしています。

ヘリサイン基準点設置に関しては八戸市の防災ハザードマップに沿って計画することを確認し、協議を続けています。

## ニ. 基準点点検測量事業

当協会が行った地図整備作業で設置された基準点について、点検測量を行いました。観測したのは、平成28年に設置された八戸市小中野地区の基準点5点であり、結果をホームページで公開しました。この点は平成30年にも点検測量をしていますので、数年後に再点検をすることで、地図の精度を確認することができます。

## ホ. 官公署未登記建物の建物表題嘱託登記事業

官公署の未登記建物物件において、官公署と協議の上、協会が自主的に建物表題登記を行い権利の明確化に寄与することを目的としました。今年度は、弘前消防署藤代分署の建物表題登記を行いました。

## ヘ. 境界標埋設事業

登記所備付地図作成作業において2087点の境界標を自主設置しました。これは全体の42%にあたり、境界標が設置できない箇所もあったため、既設境界標と合わせると現地においてほとんどの境界を確認することができるようになっていました。これにより、不動産取引の円滑化と国民の権利の明確化に大きく寄与することができました。

## ト. 土地境界や公共嘱託登記に関する知識の普及活動

令和3年6月に登記測量研修会を予定していましたが、講師の確保が難しく、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場での研修会を取りやめ、代替として登記に関するQ&Aをまとめた冊子を作成し、官公署への配布を行いました。また、一般の方も見るできるようにホームページ上でも公開しました。

## チ. 登記の現状に関する情報提供

当協会として報告を行う案件はありませんでした。

## 3. その他

イ. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、他県の公嘱協会との連絡協議会はWebで行いました。

地図作成作業では遠隔地居住者の現地立会を必須とせず、写真による確認も勧めました。

ロ. 地図作成作業において作業状況の共有を行い、安全に気を付けました。